

山梨県公立高校入試『帰国生徒等特別措置』と課題

今澤 悌（外国人児童生徒等日本語指導センター校
〈甲府市立大岡小学校〉日本語指導担当）

（1）山梨における公立高校入試「帰国生徒等特別措置」（昨年度入試要項より抜粋）

1 出願資格

Ⅲの「第2 出願資格」又はⅤの「第1 出願資格」を有する者で、次のいずれかに該当し、帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者は、あらかじめ志願先高等学校長の承認を受けなければならない。

(1) 海外帰国生徒

原則として、平成27年4月1日以降に帰国した者又は帰国予定の者で、外国における在住期間がその帰国時からさかのぼり継続して2年以上ある者

(2) 移住生徒

中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、平成30年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

なお、中国残留邦人等とは、昭和20年9月2日以前から引き続き外国に居住し、その後、永住目的で帰国した者（これらの者を両親として外国において出生した者を含む。）をいう。

(3) 外国籍生徒

保護者とともに山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、平成30年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

* 外国において、学校教育における9年の課程を修了した又は平成30年3月に修了する見込みの外国籍生徒がこの措置の適用を受けようとする場合は、申請書類の提出を見込んで早期に山梨県教育委員会高校改革・特別支援教育課に問い合わせること。

4 入学検査における特別措置

(1) 1の出願資格を有する者の選抜は、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果とし、一般受検者と区別して行う。

(2) 学力検査は、平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜学力検査問題を使用し、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。ただし、専門教育学科を志願する者又は普通科のコースを希望する者は、志願先の選抜又はコース指定における傾斜配点教科を含めて選択しなければならない。専門教育学科又は普通科のコースを第2希望にする場合においても同様とする。

5 募集定員における特別措置

1の出願資格を有する者の選抜は、募集定員を超えて、志願先高等学校の学級数に相当する数まで入学を許可することができる。

6 入学後の特別措置

日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を、笛吹高等学校及び都留興譲館高等学校（普通科）並びに中央高等学校に置く。

（2）課題

- ルビ振り、時間延長等の実質的な配慮が欲しい。（「合理的配慮」）
- 定員割れしているにもかかわらず、特別措置の入試で不合格になるケースもある。
- 高校に入学できなかった中卒の子どもたちの就職状況が厳しい。（正社員になれない。「不安定な職やブラック企業のアルバイト」。）